

# 荏田介護老人保健施設あすなろユニット館 介護予防短期入所療養介護利用契約書

介護老人保健施設短期入所療養介護利用者（以下「利用者」という）と荏田介護老人保健施設あすなろユニット館（以下「施設」という。）は施設が利用者に対して提供する介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護事業について、次の通り契約します。

（契約の目的）

## 第1条

施設は、要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方利用者及び利用者の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取決める事を、本契約の目的とします。

（契約期間）

## 第2条

1. 本契約は、利用者が介護予防短期入所療養介護利用同意書を施設に提出した時から、効力を有します。但し、同意書の記載内容に変更が生じた場合は、新たに同意書を得る事とします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われな限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰返し施設の短期入所療養介護を利用する事が出来るものとします。

（連帯保証人）

## 第3条

利用者は次の各号の要件を満たす連帯保証人を立てます。但し、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

1. 行為能力者（民法20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
2. 弁済をする資力を有すること。  
連帯保証人は、利用者が本約款上施設に対して負担する一切の債務を極度額80万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3. 連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、相当期間内にその連帯保証人に代わる連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、利用者が連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

（利用者からの解除）

## 第4条

利用者及び連帯保証人は、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本契約に基づく介護予防短期入所療養介護利用の解除・終了する事が出来ません。なお、この場合利用者及び連帯保証人は、速やかに施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（施設からの解除等）

## 第5条

施設は、利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく短期入所療養介護利用を解除・終了する事が出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立または、要介護と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されてる場合には、その計画で定められていた当利用日数を満了した場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者又は、連帯保証人が施設、施設の職員又は他の入所者と等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設、設備の故障その他、止むを得ない理由により、施設利用に支障が生じた場合
- ⑥ 施設の運営が困難になった場合

(利用料金)

#### 第6条

1. 利用者及び連帯保証人は、連帯して施設に対し本契約に基づく介護予防短期療養介護の対価として、重要事項説明書の料金表を元に計算された日ごとの合計金額及び利用者が個別に利用した費用の合計額を支払う義務があります。
2. 施設は、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を毎月半ばまでに送付致します。利用者及び連帯保証人は連帯して、施設に対し当該請求額を支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

(サービスの内容)

#### 第7条

施設は、重要事項説明書に定める内容の介護予防短期入所療養介護を提供します。

- ① 介護予防短期入所療養介護の提供は、施設の看護介護職員等の従業員が当たります。
- ② 施設は、介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、利用者担当の居宅介護支援専門員と連携をとり、居宅介護サービス計画に基づいたサービスを提供します。
- ③ 施設には医師・看護職員が常勤しています。利用者の状態及び居宅介護サービス計画に基づき、適切な医療・看護サービスを行います。また、薬剤師が服薬管理を行います。
- ④ 施設は食事、入浴、排泄の支援、離床、着替え、整容等の介護に当たっては、利用者の自立支援と日常生活の充実に質するよう、利用者の病状及び心身の状態に応じ適切な技術を持って行います。
- ⑤ 施設は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮すると共に、適切な時間に提供します。また、出来るだけ離床して食堂で行われるように努めます。
- ⑥ 施設は利用者に対し、居宅介護サービス計画に基づき、利用者及び保証人の要望を取入れた施設サービス計画を作成します。

(身体の拘束等)

#### 第8条

施設は原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は、施設管理者（施設長）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を診療記録及び所定の書式に記載し、同時に別紙書式にて連帯保証人の同意を得る事とします。

(記録)

#### 第9条

1. 施設は利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 施設は利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には施設の規定に合わせこれに応じます。但し、連帯保証人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要を認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持)

#### 第10条

1. 施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、施設は、利用者及び連帯保証人から同意を得た上で行う事とします。
  - ① 介護保険サービス利用のため市町村及び、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報を提供等
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等、尚この場合、利用者個人を特定出来ないように仮名等を使用する事を厳守します。
2. 前項にあげる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

#### 第11条

1. 施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は、医療機関での診療を依頼する事があります。
2. 施設は、利用者に対し、施設における介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は、利用者及び保証人の指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は、苦情等の申し出)

#### 第12条

1. 利用者及び家族・代理人等は、提供する施設サービスに対しての要望又は苦情を申し出ることが出来ます。或は、文書により1階受付に設置してある「ご意見箱」に投函して申出る事も出来ます。
2. 当施設は窓口担当者及び解決責任者を明らかにすると共に、要望又は苦情の申し出があった場合には迅速かつ誠実に対応致します。

窓口担当者	支援相談員	
解決責任者	施設長	河内 俊二 (かわち しゅんじ)

その他、窓口担当者が不在でも対応した職員が必ず「記録票」を作成し、窓口担当者に引継ぎを致します。

公的機関においても、次の機関に苦情申し立て等が出来ます。

関係機関	所在地	電話番号
都筑区役所 高齢・障害支援課	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2306
横浜市健康福祉局 高齢施設課	横浜市中区本町 6-50-10	045-671-3923
神奈川県国民健康保険団体連合会	横浜市西区楠木町 27-1	045-329-3447
横浜市福祉調整委員会	横浜市中区本町 6-50-10	045-671-4045

(賠償責任)

#### 第13条

1. 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って利用者が損害を破ったとき、その事由が故意等によるもの場合には、施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
2. 利用者によって施設が損害を破った場合、利用者及び保証人は、連携して、施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と施設が誠意をもって協議して定める事とします。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

年 月 日

利用者	住所		
	氏名		印
連帯保証人	住所		
	氏名		印
		利用者との続柄 ( )	

所在地 神奈川県横浜市都筑区荏田南町 4247 番地

名称 医療法人 健水会  
荏田介護老人保健施設あすなろユニット館  
代表者 理事長 内藤 英二

利用に関する同意書  
(介護予防短期入所療養介護)

年 月 日

荏田介護老人保健施設 あすなろユニット館  
理事長 内藤 英二 殿

利 用 者 氏名 印  
連 帯 保 証 人 氏名 印

荏田介護老人保健施設「あすなろユニット館」の介護予防短期入所にあたり、重要事項の「利用料金」の説明を受け、下記に記載された内容を確認し利用に応じた利用料を支払うことに同意致しました。

物品・サービス	利用料	希望の有・無
教 養 娯 楽 費	150 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
個 室 利 用 料	3,500 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
レンタルテレビ	200 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
私物不足の場合、リース品で代用しますか？		有り ・ 無し
おやつをご希望により個別に提供した場合、実費にてのご負担となります。宜しいですか？		有り ・ 無し

以下項目を希望される場合は、業者委託となります。

日用品	150 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
寝巻き	180 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
タオル類	180 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
日常着・下着	180 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
オプション	73 円／日 (税抜)	有り ・ 無し
理美容代	2,200 円／回～	有り ・ 無し
私物洗濯	500 円／回 (税抜)	有り ・ 無し

個人情報使用同意書

年 月 日

荏田介護老人保健施設 あすなろユニット館 理事長 内藤 英二殿

荏田介護老人保健施設あすなろユニット館、介護予防短期入所療養介護の利用にあたり、重要事項の「個人情報の使用」の説明を受け、私及び家族の個人情報について、必要最小限の範囲内で使用する事に同意致します。

利用者 氏名 印  
連帯保証人 氏名 印

## 利用期間票

利用期間（再契約）						利用者の 印
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	
年	月	日～	年	月	日	